

| |
|---|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>地方分権・地域主義推進の観点からの病院の開設等に係る特例許可制度の見直しについて</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>病院の開設又は病院が病床数の増を行う場合は、知事の許可が必要であるが、医療法に基づき県が定めた医療計画の基準病床数の範囲内で許可を行うことになっている。 医療法では、基準病床数を超えて許可できる特例（緩和ケア、がん、リハビリテーションなどの病床）が認められている。 知事が特例許可を行う場合は、厚生労働省との協議が必要である。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>特例許可を行う場合の手続きを見直し、地域の実情に応じた特例許可が行えるよう、現行の厚生労働省への協議を廃止するべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>既存病床数が基準病床数を超えている状況で、地域で新たに必要とされる医療を提供しようとする場合に認められる特例許可の趣旨からして、地域で真に必要とされる病床であれば、知事の特例許可について厚生労働省との協議は不要である。 厚生労働省との協議には、詳細な資料、相当の時間を要する状況であり、迅速な対応の妨げになっている。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>医療法第30条の三第7項</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省医政局指導課</p> |

| |
|---|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の既存施設をユニットケア化する場合の施設基準の弾力的な運用</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、廊下の幅を1.8メートル以上（中廊下にあっては2.7メートル以上）としなければならない。特別養護老人ホームには、介護職員室、看護職員室を設けなければならない。介護老人保健施設には、サービスステーションを設けなければならない。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の既存施設をユニットケア化する場合の施設基準は、実態に合わせて考えるべきであり、細かい規定は設けないこと。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>既存の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設では、従来の施設基準により、施設内のかなりのスペースを廊下が占めており、ユニットケアを実践するためのリビングルームのスペースを確保するためには、廊下を生活空間として使用することが必要である。さらに、リビングルームを設けることにより、ユニットに看護・介護職員が配置されることから、従来の職員が待機するスペースは不要となる。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省 老健局 計画課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>児童相談所の設置規制の見直しについて</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>児童相談所は，都道府県及び政令市のみ設置が義務付けられている。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>都道府県，政令市に加え，中核市においても児童相談所の設置を可能とするよう設置基準の緩和を図りたい。また，特例市など他の市においても必要に応じて任意に設置できるよう制度として弾力化すべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>児童虐待問題の増加・顕在化に伴い，児童相談所が取扱う相談・援助業務は，児童虐待への対応がほとんどを占めている。 特に，児童虐待の発生予防や早期発見，事後フォローなどについては，保健・福祉を始めとする，多分野の施策と連携した取り組みが不可欠である。 中核市は，民生行政や保健衛生行政において政令市並みの権限を有しており，権限の拡大を図ることによって，これらとの一体的な取り組みが可能となる。 また地方分権の推進の観点から，さらに特例市など他の市についても，設置基準を緩和すべきである。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>児童福祉法第 15 条，59 条の 4 児童福祉法施行令第 18 条の 3 第 2 項 地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>婦人相談所の設置規制の見直しについて</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>売春防止法に基づき、要保護女子等社会生活を営む上で困難な問題を抱えた女子に係る相談・保護等業務を担う婦人相談所は、都道府県にのみ必置義務が課せられている。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「配偶者暴力相談支援センター」についても、都道府県にのみ設置が義務付けられている。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>婦人相談所の売春防止法による都道府県のみでの設置義務を見直すとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく配偶者暴力相談支援センターについても同様に設置義務を見直し、政令市及び中核市においても設置を可能とすること。また、特例市など他の市についても必要に応じて任意に設置できるように制度として弾力化すべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>暴力被害者や要保護女子等の一時保護については、現在、都道府県が設置している婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターのみが行っている。益々顕在化するとともに複雑多様化し、しかも緊急を要する暴力被害者の保護等に、迅速かつ十分な対応を行うため、住民に身近な政令市及び中核市において、相談から保護、自立支援までのワンストップサービスが可能な体制を整備することが求められている。また、地方分権の推進の観点から、さらに特例市など他の市についても設置基準を緩和すべきである。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>売春防止法第34条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>保育所・児童養護施設における施設外調理について</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>保育所・児童養護施設については、施設内調理（保育所については調理業務の外部委託は可能）による給食しか認められていない。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>保育所・児童養護施設についても、安全面に十分配慮がなされ、個々の入所者・園児の状態にあった給食が提供されることを前提に、施設外の調理を認めていただきたい。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>食品衛生面の技術向上により、外部で調理をした給食でも安全性は十分担保できると考える。 なお、保護施設・老人福祉施設・身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設等においても、施設内での調理が原則となっているが、厚生省通知により、平成12年から、衛生上適切な措置がなされることを前提に施設外調理も認められるようになった。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号） 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第68号） 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、保育課</p> |

| |
|--|
| <p>(分野)</p> <p>健康・福祉</p> |
| <p>(要望事項)</p> <p>国立大学付属病院等を第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関として指定するに当たり、県からの補助金支出を可能とすること</p> |
| <p>(制度の概要)</p> <p>平成12年に伝染病予防法が感染症予防法に全面改正され、感染症予防に関する事務は、基本的に市町村の事務から都道府県の事務となり、これに伴い、都道府県が第一種感染症指定病院と第二種指定病院を指定することとなった。</p> |
| <p>(要望内容)</p> <p>国立の病院は地域の民間病院や公的病院と同列の機関であると考えられることから、県から感染症指定医療機関として一定の役割を要請するときは、一定の支出を認めるべきである。</p> |
| <p>(要望理由)</p> <p>全県レベルの第一種感染症指定病院と各二次医療圏レベルの第二種感染症指定病院の指定に際し、地域の公的病院や民間病院の状況から、国立の病院等を県として最適と考え、指定を受けていただくようお願いしたが、県から設備の整備等への補助金支出ができないことがネックの一つとなった。</p> |
| <p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>地方財政再建促進特別措置法</p> |
| <p>(関係省庁・担当課)</p> <p>総務省財務調査課</p> |